

充電インフラ整備促進費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、充電インフラ整備促進費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第19条の規定に基づき、その運用について必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この要領において使用する用語は、要綱において使用する用語の例による。

(交付申請書の提出期限)

第3条 要綱第8条第3項に規定する期日は、補助対象事業の完了予定日の属する年度の2月15日までとする。

(予算が不足する場合の措置)

第4条 交付申請書の提出期限前に交付申請額が予算額に達した場合には、第3条の規定にかかわらず交付申請書の受付を終了するものとする。

(充電設備の設置及び使用の条件)

第5条 リースにより充電設備を設置する場合は次の条件を満たすこと。

(1) リース期間を5年以上設定すること。

(2) 充電設備の貸与料金は、県からの補助金の額に応じた割合を通常の貸与料金から減額して設定すること。

(補助対象事業の実施期間)

第6条 充電設備の設置は、原則として要綱第9条第1項の交付決定の通知後（申請書受理通知書の発行を受けた場合は、申請書受理通知書の受領後）に着手し、補助対象事業の完了の日が属する年度の3月15日までに完了することとする。

(補助対象事業の着手)

第7条 補助対象事業の着手は設置工事の発注（工事契約の締結）又は補助対象設備の購入契約のいずれか早い時点とする。ただし、新築の施設に併せて充電設備を設置する場合は、当該施設の建築に係る契約の締結とする。

(補助対象事業の完了)

第8条 補助対象事業の完了は、設置工事が完了し、補助対象施設が引き渡された日又は補助対象事業に係る費用の支払い完了日のいずれか遅い日の時点とする。

(補助対象事業の軽微な変更)

第9条 要綱第11条に規定する軽微な変更については、設置しようとする設備の性能及び数量に変更がなく、かつ補助金の交付決定額に変更を生じない場合とする。

(県の活動への協力)

第10条 補助対象者は、県が本事業の目的の達成のために実施する活動に協力するよう努めるものとする。また、県が普及啓発に係る事例として事業内容等を公表しようとする場合は、これに協力すること。

附 則

この要領は、2024 年 4 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、2025 年 4 月 1 日から施行する。